

学童保育室利用に関する重要事項確認書兼同意書

以下の内容をよく読んでいただき、チェック欄に「✓」印を記入の上、保護者署名をしてください。

【申請書類について】

チェック欄

申請書類は黒のボールペン（にじまない・消えない）で記載しましたか。	<input type="checkbox"/>
連絡先、生年月日、同意書、アレルギー、相談内容等は漏れなく記載していますか。	<input type="checkbox"/>
入室基準を満たす書類を添付していますか。 ※就労証明書の場合、 本人氏名 や 児童名 等記載していますか。	<input type="checkbox"/>
【入室基準】 1 保護者の勤務終了時間が ・ 1～4年生 午後3時以降であること ・ 5～6年生 午後4時以降であること 2 保護者の勤務日数が ・ 1年生 月平均12日以上であること ・ 2～6年生 月平均15日以上であること 3 お子さんの保育可能な同居の親族がないこと ※ 世帯や家屋は別でも同敷地内に居住している場合は同居とみなします。 ※ 65歳以上の方は除きます。 4 自宅における保育が難しいこと ※ 自営業の方でも、事業内容等から自宅における保育が難しい場合は子ども未来課までご相談ください。 ※ 家族の病気や介護等により、児童の保育ができない場合も自宅における保育が難しいものと判断いたします。	

【その他重要事項について】

学級閉鎖になった場合やお子さんがインフルエンザなどの感染症に罹患した場合などは、他のお子さんへの感染を防ぐため、学童保育室は欠席していただきます。	<input type="checkbox"/>
保護者の方は勤務が終わり次第、お子さんのお迎えにいらしてください。午後7時で閉室しますので、遅れずにお迎えをお願いします。（未成年の方のお迎えはご遠慮ください。）	<input type="checkbox"/>
学童保育室を休む場合は、学校への連絡とは別に学童保育室への連絡をお願いします。 連絡がない場合は、保護者の連絡先や 勤務先 に確認のお電話をします。	<input type="checkbox"/>
家で留守番が出来るようになったや仕事を退職した、市外へ転出する等で学童保育室を使わなくなった場合は、すぐに子ども未来課の窓口で書類を書く必要があります。書類の提出がない場合は、保育料等を納めていただきます。	<input type="checkbox"/>
保育料については、原則口座振替で納付をお願いしています。また、保育料の日割り計算は行っておりません。	<input type="checkbox"/>
学童保育料及び保育所保育料の未納が2か月以上ある場合は、他の児童の調整が終了した後に入室調整を行います。 また、今後未納の月が2か月以上発生した場合は、学童保育室の入室決定を 取り消し ます。	<input type="checkbox"/>
学区内の学童保育室が定員に達した場合、学区外の学童保育室へファミリー・サポート・センター事業を活用し、送迎を行います。事業については、行田市社会福祉協議会のホームページ等でご確認をお願いします。その事業の活用にご同意の上、申し込みをします。	<input type="checkbox"/>
学童保育室は児童が 集団 生活する場になっております。 児童 が学童保育室のルールを守れない場合や他の児童・支援員等に危害を与える 保護者 が入室児童等へ怒鳴る等の行為があった場合は、学童保育室を退室していただきます。	<input type="checkbox"/>

学童保育室利用にあたり、上記の事項について了承しました。

年 月 日

保護者氏名